

2025 年 7 月 16 日

株主各位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役社長執行役員 和里田 聡

新株予約権（ストック・オプション）発行に関する取締役会決議公告

2025 年 7 月 15 日、会社法第 370 条及び当社定款第 23 条に基づき、下記の内容の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

松井証券株式会社 第 12 回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

2. 新株予約権の総数

2,927 個とする。

上記総数は、割当予定個数であり、新株予約権の引受けの申込みの数の合計が上記個数に満たない場合には、当該申込み数の合計をもって割り当てる新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2 名

当社執行役員 8 名

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、当社が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である

株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当または株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものとする。

また、上記の他、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて株式数の調整が必要となる場合、当社取締役会において付与株式数の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたり 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権 1 個と引換えに払い込む金額（以下、「払込金額」という。）は、割当日における公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより算出した金額）とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、割当対象者である取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の払込請求債権とを割当日において相殺する。

7. 新株予約権の割当日

2025 年 8 月 1 日

8. 新株予約権を行使することができる期間

2027 年 8 月 2 日から 2033 年 8 月 1 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の行使時において、当社取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、その他合理的な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 1 個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の各号の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会が決議した場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によって、その全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の

各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為に際して交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

8. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、8. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとし、(8) に定める条件に従って行使することができるものとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

9. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

12. に準じて決定する。

14. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

以上